

第4次清瀬市農業振興計画 (案)

令和9（2027）年3月

はじめに

あいさつ

令和9(2027)年 3 月

清瀬市長 原田 ひろみ

目次

第1章 農業振興計画の趣旨	1
1. 農業振興計画策定の目的	1
2. 本計画の位置づけ	2
3. 本計画の期間	2
第2章 清瀬市農業の現状と課題.....	3
1. 清瀬市の現状.....	3
2. 清瀬市農業の現状.....	5
3. 市民への農業の考え方について.....	15
4. これまでの取り組み	21
5. 清瀬市農業の課題.....	25
第3章 清瀬市農業の将来像.....	27
1. 基本理念.....	27
2. 施策の展開方向	28
3. 計画の体系.....	29
3. 計画の実現に向けた施策の取り組み.....	31
4. 計画の実現に向けて	35
5. 成果指標について.....	36
資料	37
1. アンケートの集計結果.....	37
2. 清瀬市農業振興計画策定委員会設置要綱	37
3. 清瀬市農業振興計画策定員会委員名簿.....	39
4. 清瀬市農業振興計画策定経過	40
5. 用語解説	41

第1章 農業振興計画の趣旨

1. 農業振興計画策定の目的

清瀬市では、平成19(2007)年3月に「清瀬市農業振興計画」を策定しました。その後、平成29(2017)年3月には「第3次清瀬市農業振興計画」を策定し、「守ろう！活かそう！育てよう！清瀬の農業」のスローガンをもとに、農業振興を行ってきました。また、令和4(2022)年3月には、生活様式の変化に対応した持続可能な清瀬市農業の振興を推進するため、計画前半の達成状況等の点検を行い、計画後半の実効性を向上させるために中間見直しを行ったうえで、農業振興施策を推進してきました。

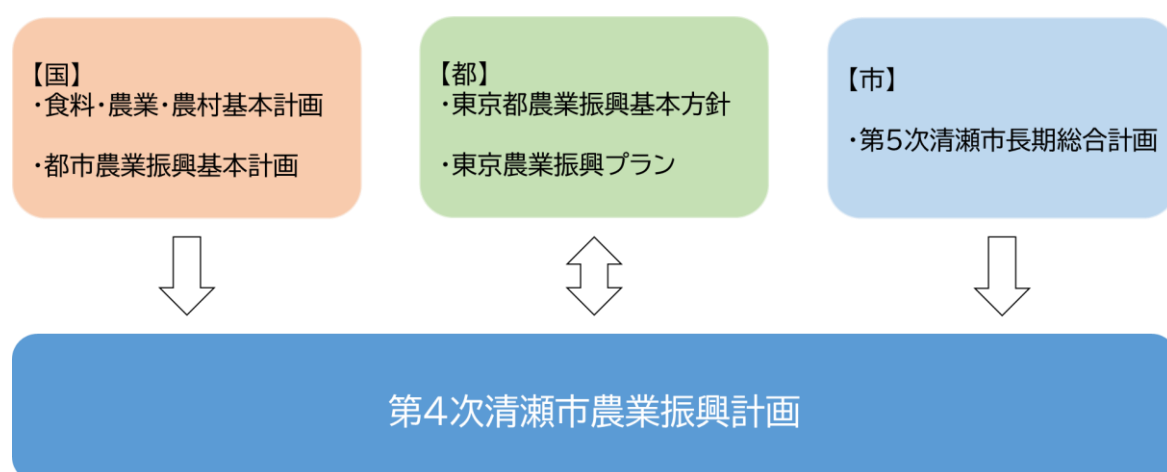
しかしながら、清瀬市の農業を取り巻く環境は日々変化しており、農業者の高齢化や後継者などの担い手不足や宅地化による農地の減少、物価高騰や輸入品農産物の増加などによる収益性の悪化など多くの課題があります。その一方で食の安全安心の確保につながる地産地消や都市部での景観保全に加え、ヒートアイランドの緩和や雨水の保水機能、災害時の一時的な避難場所といった防災空間としての役割など、多面的な機能の重要性が認識されてきています。

今回、「第3次清瀬市農業振興計画」が令和9(2027)年3月に終了することから、都市農業を取り巻く環境や「第3次清瀬市農業振興計画」の成果の検証等を踏まえつつ、市民や農業者のニーズを的確に把握し、農地を守り農業振興を推し進める効果的な施策を展開し、持続可能な農業を実現することを目的として、令和9(2027)年度から令和17(2035)年度を計画期間とする本計画を策定しました。



2. 本計画の位置づけ

本計画は「清瀬市第5次長期総合計画」を上位計画とし、それに示される農業分野の進行方針を具体的に示すものとし、都市農業振興基本法に定められる地方計画に位置付けます。さらに、食料・農業・農村基本法や東京都農業振興プラン等との整合を図り、本市における農業振興の方針・施策を明らかにするとともに、その実現に向けた具体的な事業を示します。



3. 本計画の期間

本計画は、令和9(2027)年度から令和17年度(2035)年度までの9年間を計画期間とします。なお、社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画としていくとともに、中間年の令和13(2031)年度には、中間の達成状況の点検と見直しを行います。

～R8 ～2025	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18～ 2036～
前期 農業振興計画 (H29～R8)	計画期間(令和9(2027)年度～令和17(2035)年度)									次期 農業振興計画

第2章 清瀬市農業の現状と課題

1. 清瀬市の現状

(1)位置・面積

清瀬市は東京都心から約 25km の距離にあり、武蔵野台地の北端に位置し、東西 4.63km 南北 5.09km で、面積は 10.23 ㎢です。市の東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は東久留米市、北は埼玉県所沢市にそれぞれ接しています。

(2)清瀬市のあゆみ

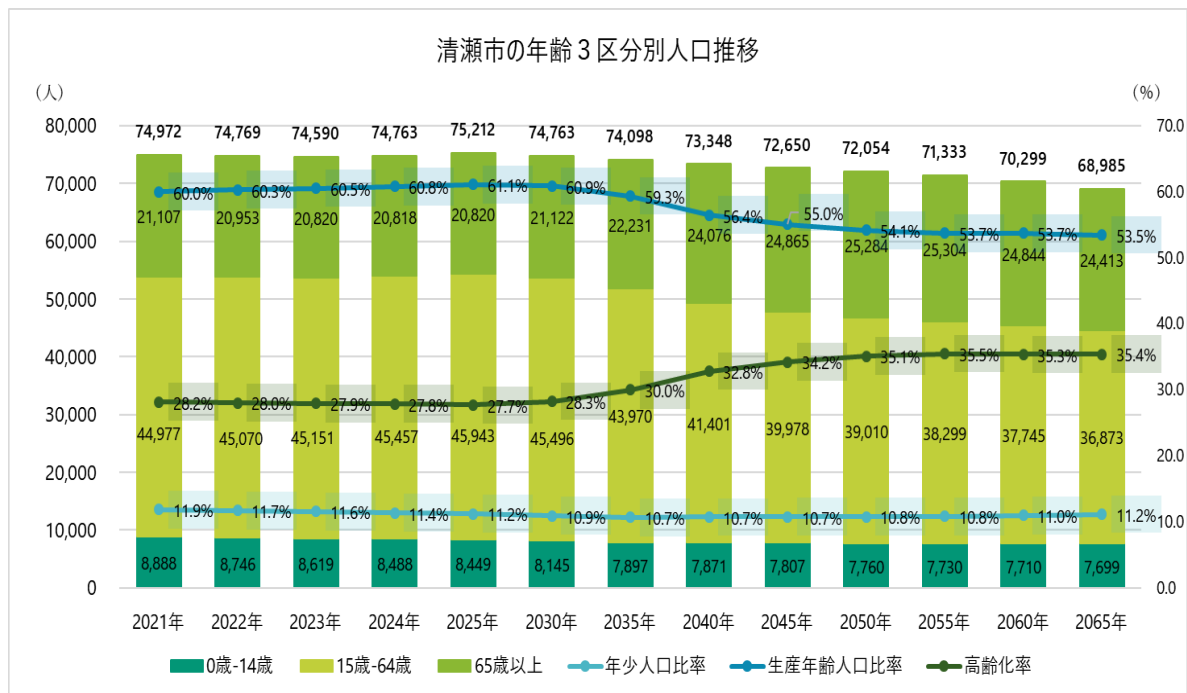
明治22(1889)年の町村制施行により、上清戸、中清戸、下清戸、野塩、中里、下宿の 6 ヶ村が合併し、清瀬村が誕生しました。昭和 6(1931)年には結核療養施設が次々と建設され、療養所のあるまちとして知られるようになり、純農村地帯から医療のまちへと変遷をしました。

終戦を境に療養所の一部が海外からの引揚者の住宅として利用され、さらに交通の便の良さから住宅開発が始まり、人口がさらに増加していきました。昭和 29(1954)年に清瀬町へと移行し、引き続き清瀬への人口流入が加速して人口が5万人を突破し、昭和 45(1970)年 10 月に市制を施行し現在に至ります。

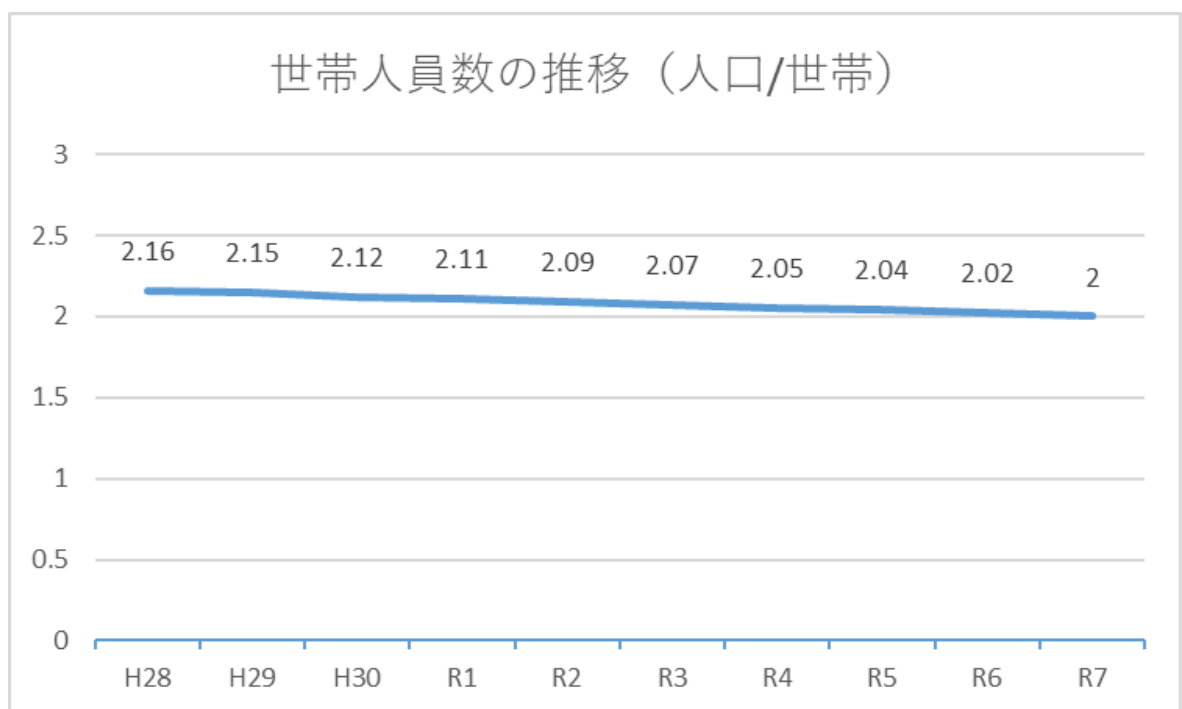
(3)人口推計

清瀬市の人口は、令和7(2025)年頃にピークを迎え、以降は緩やかに減少し、令和 47(2065)年には、68,985 人になると見込まれています。

年齢区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は令和 12(2030)年以降減少していく一方で、老年人口は令和 37(2055 年)までは増加を続け、令和 42(2060)年頃からは減少に転じる見込みとなっています。



出典：清瀬市資料



出典：清瀬市資料

2. 清瀬市農業の現状

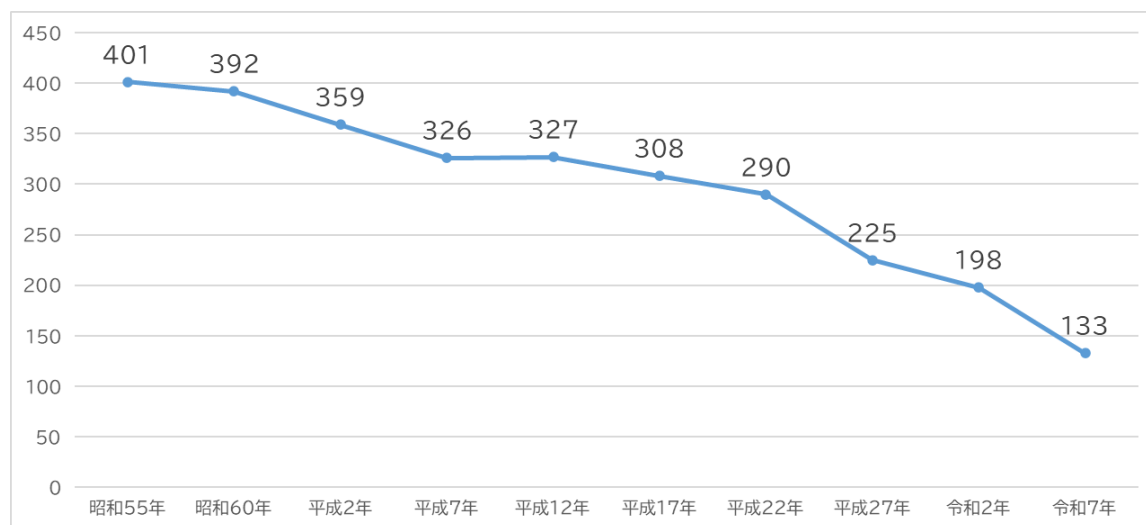
明治 22(1889)年の清瀬村誕生時は、大根、里芋、さつまいもなどを中心に栽培をする純農村地帯でした。戦後の高度経済成長期を経て、都心へのアクセスの良さから宅地化が進みましたが、現在も市の総面積の約16%が農地であり、生産緑地の指定率も80%を超えています。都内一の生産量を誇る人参をはじめ、野菜・植木・花卉・酪農といった多様な種類の農業があり、現在まで都内有数の農業基盤を保持し続けています。

本市の農業の現状について、統計データ及びアンケート調査結果(※)をもとに分析します。(※アンケート調査の概要は巻末資料を参照)

(1) 農家の状況について

① 農家戸数

清瀬市の農家数は、令和7年農林業センサスによると133戸となっており、前回計画策定時の令和2年農林業センサスの農家数から 65 戸減少(※)しています。



農家戸数の推移(出典:農林業センサス)

※事務局注釈

令和2年までは総農家戸数で資料を作成した。令和7年センサスでは総農家戸数の値(速報)がでておらず、経営体数(速報)を記載している。総農家戸数の速報が出れば、その値を反映する。

②農業就業人口

清瀬市の農業就業人口は332人で、60～69歳の割合が最も高く 26.8%となっています。さらに、年齢区分における49歳以下の就業人口割合は、東京都と比べ高くなっています。若い世代が中心となって農業を営んでいることが分かります。

(単位:人、%)

農業就業人口 年齢区分	清瀬市		東京都	
	人数	割合	人数	割合
15～39 歳	31	9.3	542	6.8
40～49 歳	42	12.7	716	9.0
50～59 歳	53	16.0	1,232	15.4
60～69 歳	89	26.8	2,001	25.1
70～79 歳	73	22.0	1,918	24.1
80 歳以上	44	13.2	1,565	19.6
合計	332	100.0	7,974	100.0

資料:農林業センサス

(2)農地の状況について

清瀬市の農地面積は、平成27(2015)年度は約199.5ha で、市の総面積に占める割合は約19.4%でした。令和6(2024)年度は159.2ha であり、平成27(2015)年度から約20%減少しています。清瀬市は全面市街化区域であるため、相続等を契機とした宅地の造成が農地減少の大きな要因と言えます。そうした状況下で、生産緑地の指定率は上昇し続け93.5%と非常に高く、営農意欲が高いことが分かります。

◇農地面積の推移

(単位:ha(%))

	平成27年度	平成30年度	令和3年度	令和6年度
清瀬市面積	1,023	1,023	1,023	1,023
農地面積	199.5	188.4	180.2	159.2
生産緑地面積	178.7 (89.6)	170.1 (90.3)	164.0 (91.0)	148.8 (93.5)
宅地化農地面積	20.8 (10.4)	18.3 (9.7)	16.2 (9.0)	10.4 (6.5)

資料:全国都道府県市区町村別面積及び固定資産概要調書

◇農地転用の状況

単位:m²

法関係 年度	農地法第4条		農地法第5条		合計	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
平成27年度	20	8,674.39	37	29,958.23	57	38,632.62
平成30年度	17	11,820.63	29	1,583.86	46	13,404.49
令和3年度	15	7,212.63	23	15,627.42	38	22,840.05
令和6年度	14	6,935.24	33	20,273.35	47	27,208.59

資料:清瀬市作成

(3)農業生産の状況について

①作物別作付け面積

令和6(2024)年の作物別作付面積は、野菜類が全体の約84%を占めています。続いて果樹、花卉、飼料作物、植木の順で多くなっています。清瀬市内の農業は野菜だけでなく、果樹、花卉、畜産、植木といった多様な経営をする農家がいることがわかります。

◇作物別作付面積

(単位:ha)

品目	令和4年	令和5年	令和6年
合 計	211.0	208.4	206.0
野菜	174.0	173.0	172.9
果樹	11.9	11.9	11.5
稲・麦類	3.1	2.1	1.0
豆類	0.1	0.1	0.1
そば・雑穀類	0.1	0.1	0.1
工芸農作物	0.0	0.0	0.0
飼料作物	4.1	4.1	4.0
花卉	4.4	4.3	4.2
植木	4.5	4.1	4.1
グランドカバー類	0.1	0.1	0.1
芝	0.1	0.1	0.1
緑肥作物	8.7	8.6	8.0

資料:東京都農作物生産状況調査

②作物面積上位品目

令和6(2024)年の野菜の作付面積はハウレンソウ、ニンジン、スイートコーン、サトイモ、キャベツの順に大きくなっています。果樹の作付面積は上位から栗、ブルーベリー、ブドウ、柿、梅となっています。野菜、果樹いずれも平成25(2013)年と比較して、1haあたりの収穫量に大きな差はありません。気候変動など農業が直面する課題に対して、生産者による技術の向上や努力によって、生産量を維持していることが分かります。

◇作付面積上位品目(野菜)

(単位:ha・t)

令和6年			平成25年		
品目	作付面積	収穫量	品目	作付面積	収穫量
ハウレンソウ	42.2	475	ハウレンソウ	46.2	506
ニンジン	30.9	1,107	ニンジン	32.8	1,144
スイートコーン	13.1	118	スイートコーン	12.0	105
サトイモ	11.5	118	サトイモ	11.5	114
キャベツ	8.6	361	キャベツ	9.0	379

◇作付面積上位品目(果樹)

(単位:ha・t)

令和6年			平成27年		
品目	作付面積	収穫量	品目	作付面積	収穫量
栗	4.4	3	栗	5.8	5
ブルーベリー	1.8	4	ブルーベリー	1.9	5
ブドウ	1.7	8	ブドウ	1.9	15
柿	1.1	6	柿	1.2	8
梅	1.0	1	梅	1.1	1

資料:東京都農作物生産状況調査

③畜産

平成2(1990)年には10戸の酪農家、200頭以上の乳牛がおり、養鶏も行われていました。現在は北多摩地区では最も農家数及び飼養頭数が多く、都内全体を見渡しても最も酪農が盛んな地域の一つです。市内酪農家で構成される清瀬市酪農組合が出荷する生乳は、東京牛乳として販売されるほか、都内飲食店でチーズの原料として使用されています。しかしながら、都市化の進行に伴い生産環境は厳しくなり、年々減少が続いています。

◇畜産の状況

(単位:戸・頭・羽)

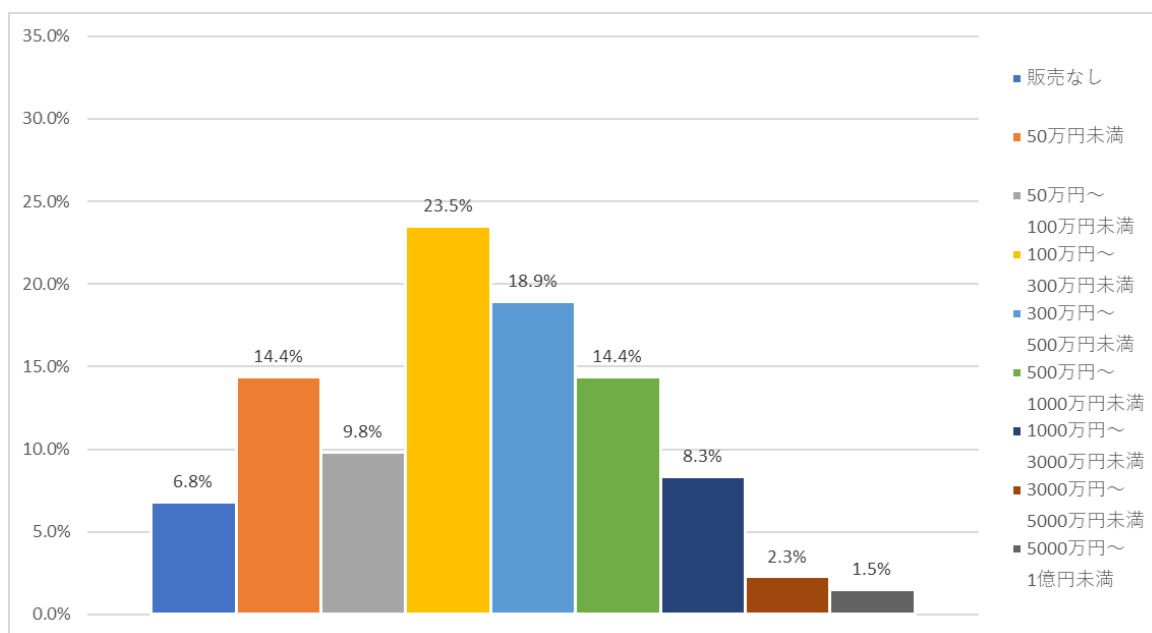
	乳牛		鶏	
	飼養農家数	飼養頭数	飼養農家数	飼養頭数
平成17年	6	184	-	20
平成22年	6	188	-	-
平成27年	6	185	-	-
令和2年	6	168	-	-
令和7年	5	180		

資料:東京都畜産関係統計資料

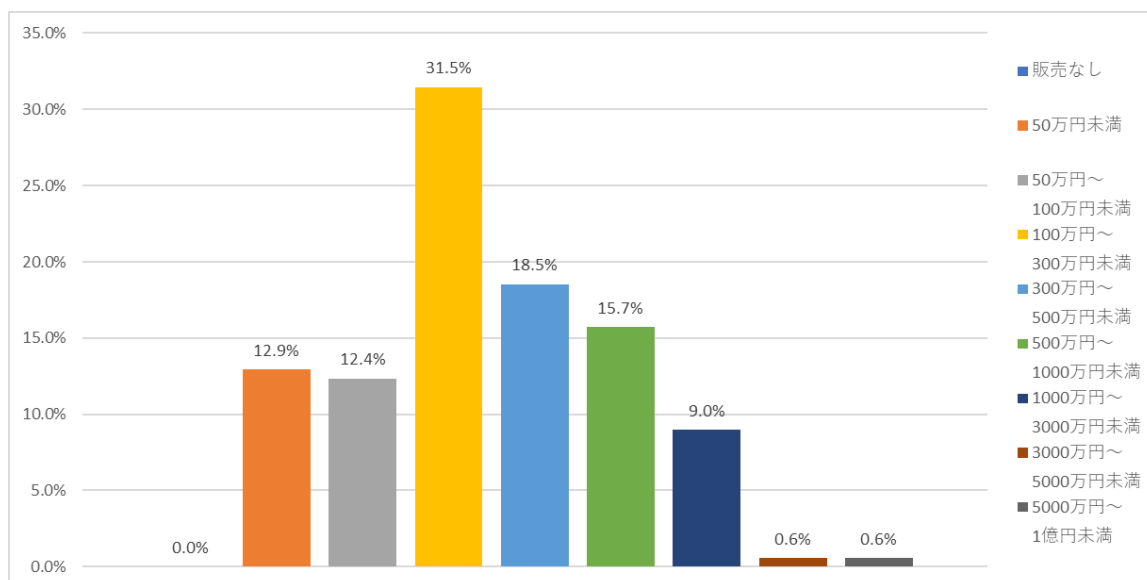
(4) 農業の経営について

① 年間農業収入について

令和7年農林業センサスによると、本市の販売金額規模別経営体数は 100 万円以上 300万円未満が 23.5%で最も高く、販売金額 500 万円未満が約75%を占めます。平成27年と比較すると、50 万円以上の項目がすべて減少している一方、販売なし又は50万円未満の経営体が増えていることがわかります。



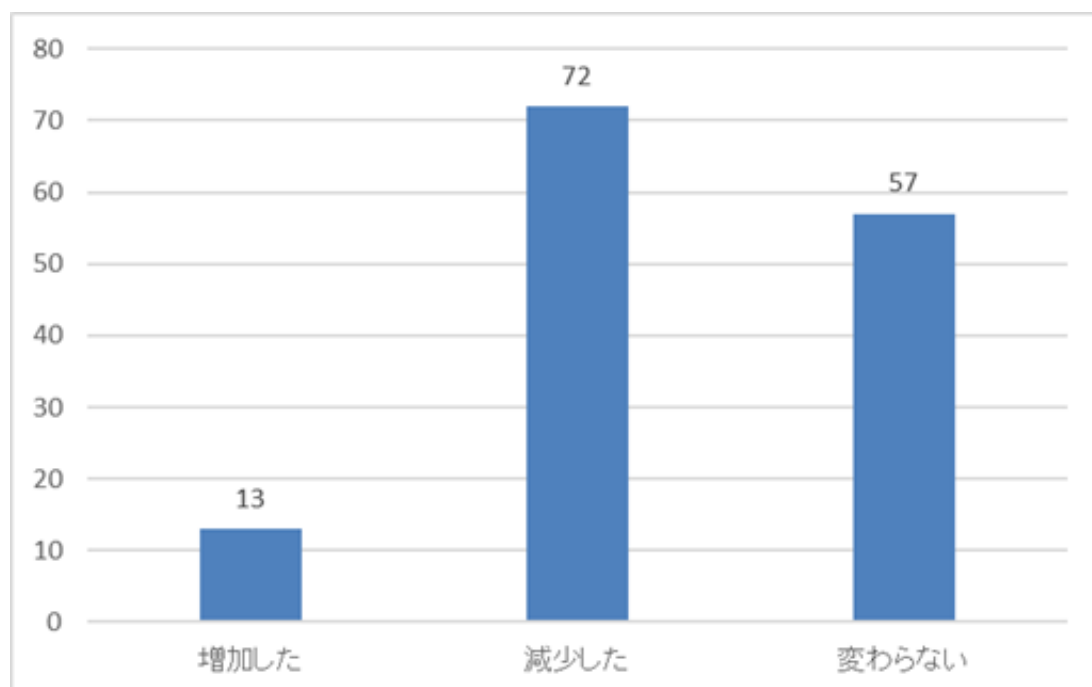
令和7年販売金額規模別経営体数(出典:農林業センサス)



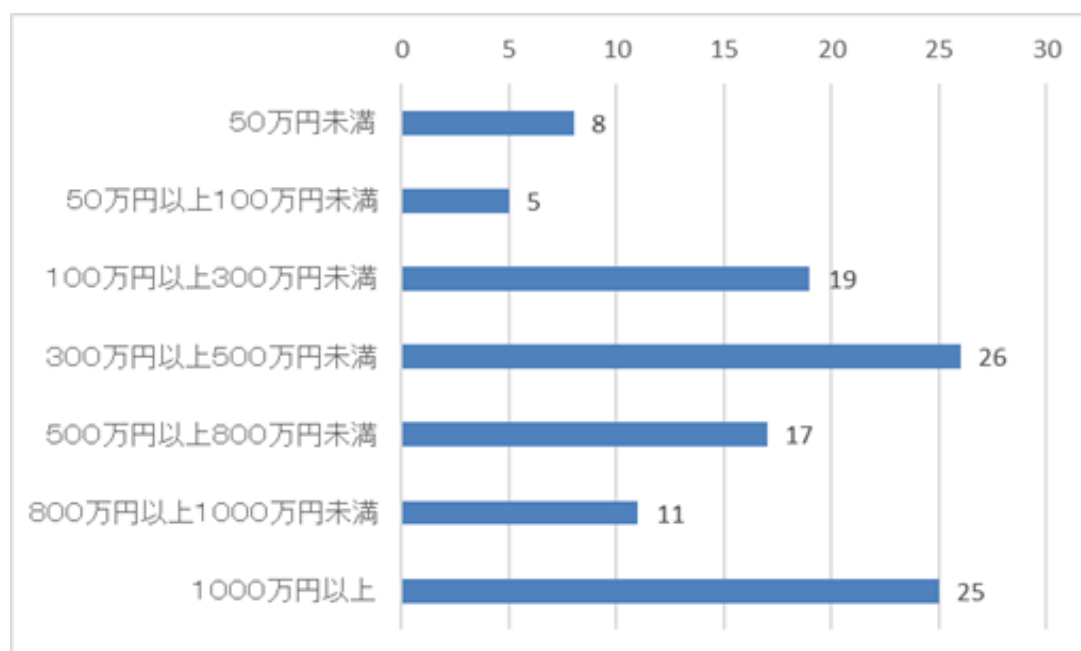
平成27年販売金額規模別経営体数(出典:農林業センサス)

一方、農業者向けアンケート調査によると、令和3(2021)年からの農業収入の変化について回答した方は、減少した方が72件と半数以上を占めており、増加した方は約

10%にとどまりました。さらに農業収入以外の収入の有無について回答した方については、114 件が「ある」と回答し、そのうち300万円以上の収入がある方が約60%となりました。農業所得より、農業以外の収入が多い傾向があることが伺えます。



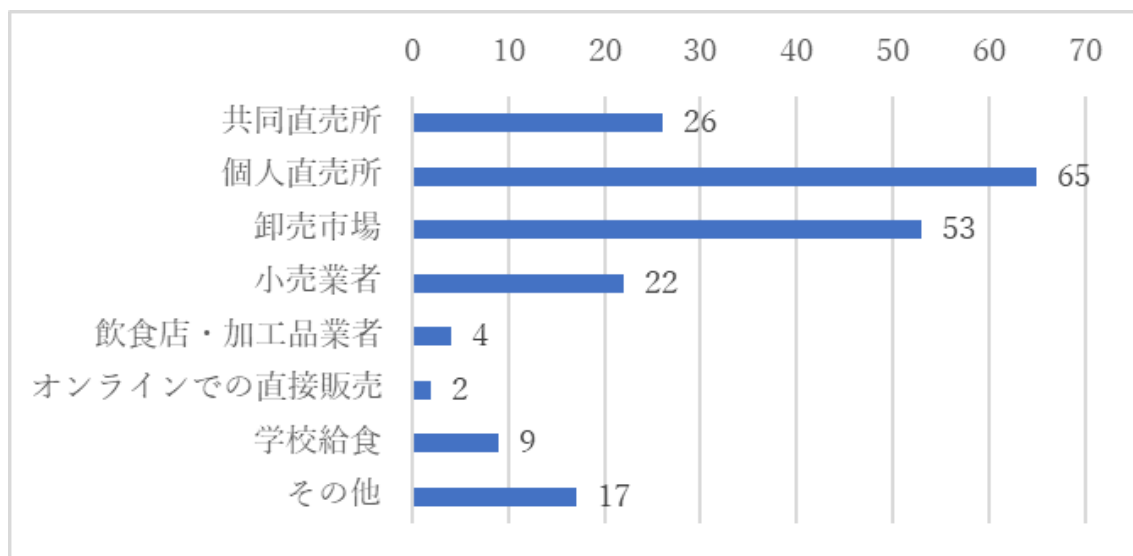
農業収入以外の収入の変化(n=142)



農業以外の収入額(n=111)

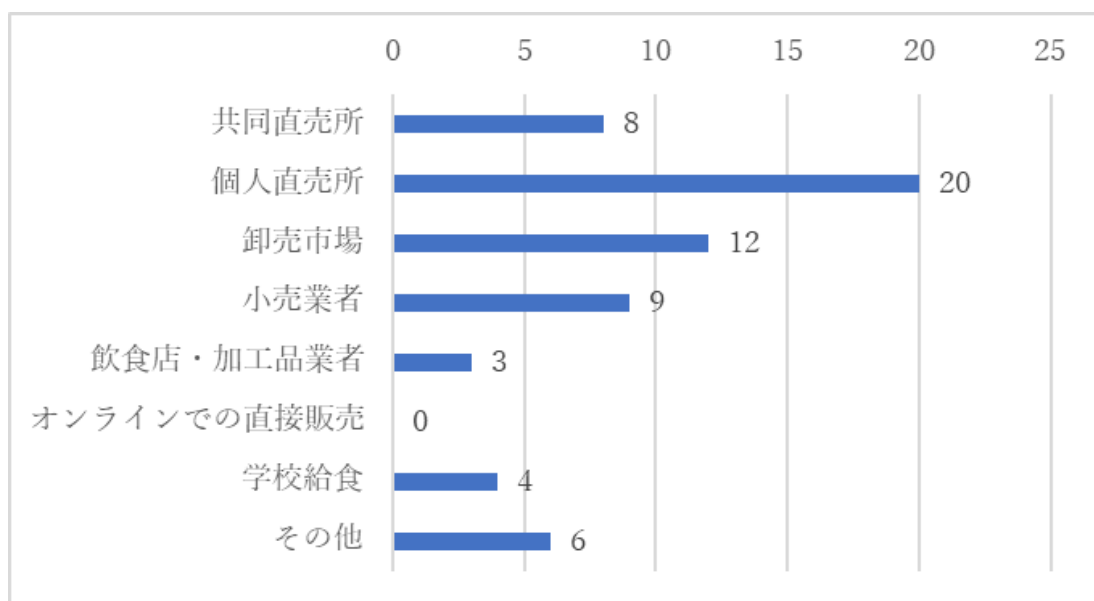
②出荷先について

農業者向けアンケート調査によると、現在の主な出荷先について回答した方のうち、個人直売所が65件と最も多く約30%を占めました。次いで卸売市場が 53 件となりました。

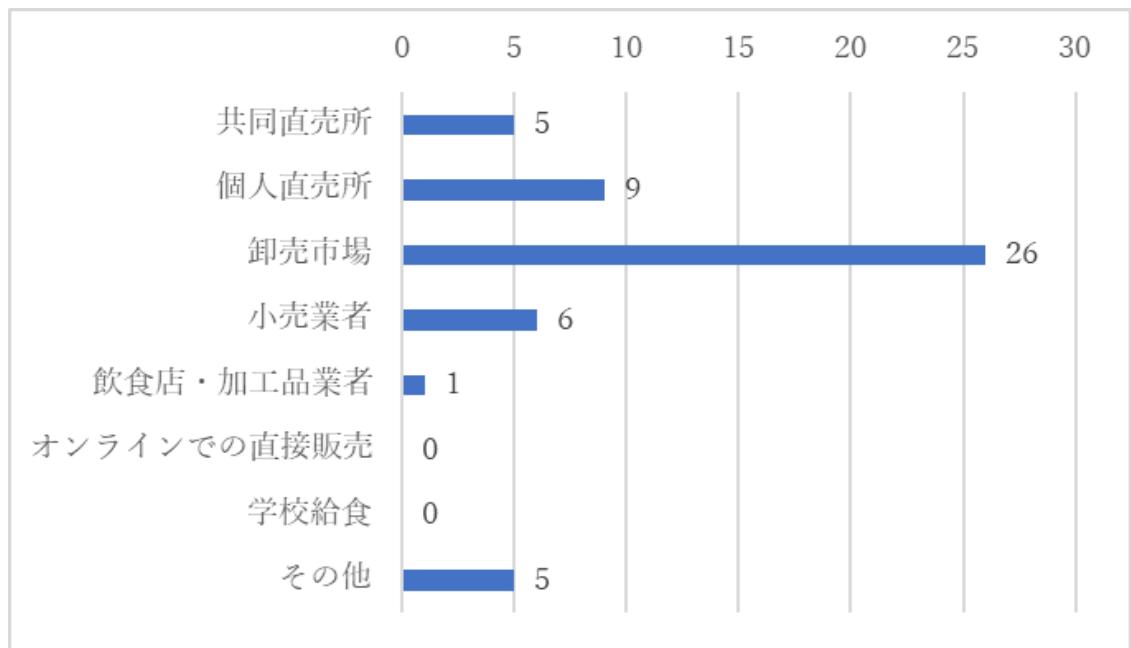


現在の主な出荷先 (n=198、3つまで回答可)

さらに過去5年間で売上が増加した出荷先は個人直売所が 20 件、減少した出荷先は卸売市場が 26 件と最も多いです。個人直売所が多いことについては、都市農業の強みである消費者との距離の近さにあると考えられます。卸売市場の売上が減少した背景には、市場出荷から直売所へ経営方針を変更したことが考えられます。



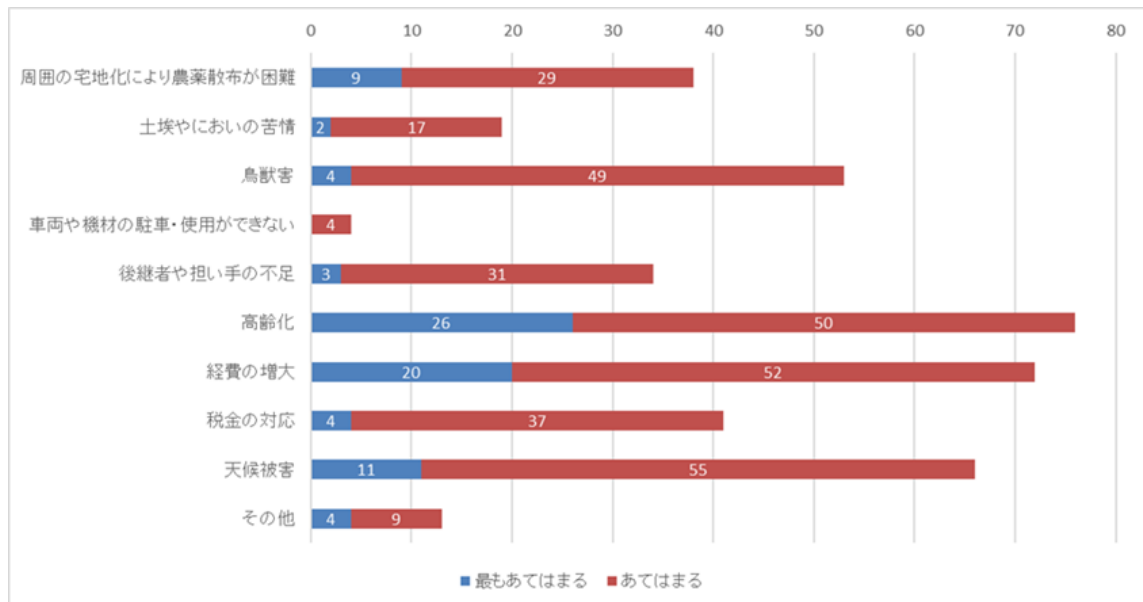
過去5年間で売り上げが増加した出荷先 (n=62、2つまで回答可)



過去5年間で売り上げが減少した出荷先(n=52、2つまで回答可)

③農業経営の課題

農業者向けアンケート調査によると、営農時の困りごとは、高齢化が最も多く、次いで経費の増大や天候被害と続きます。後継者不足の意見もあり、十分な担い手がないことがわかります。さらに税制の問題や宅地化による農作業の制限など、都市農業ならではの課題に苦慮していることがわかります。



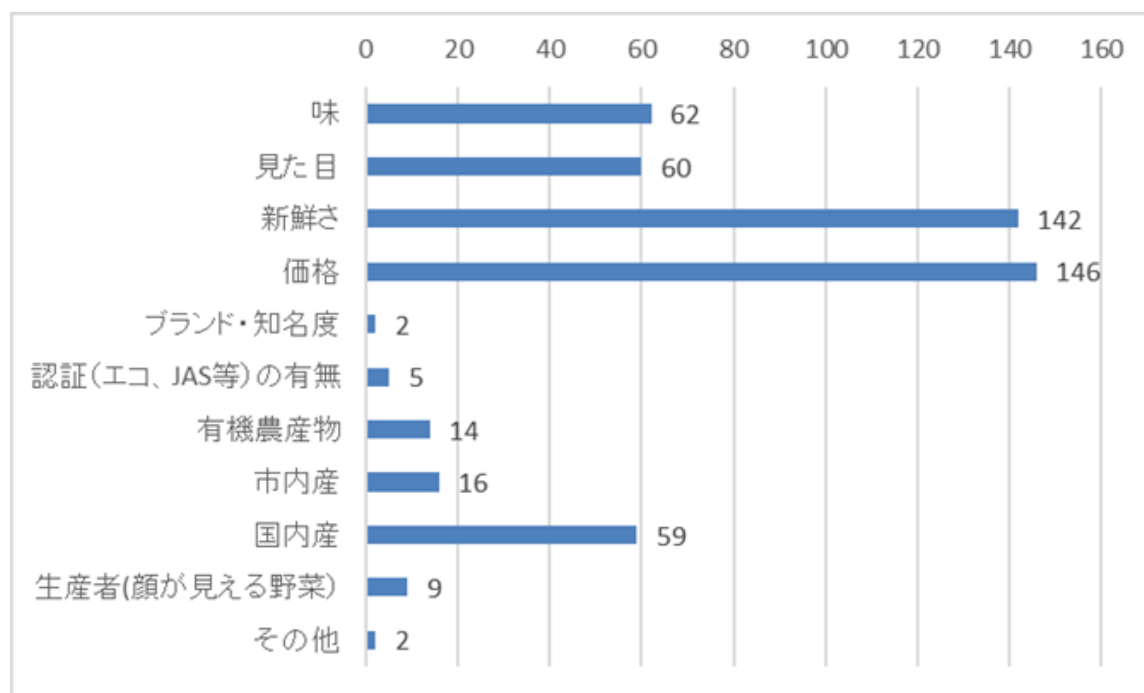
営農時の困りごと(n=416、あてはまるもの全てに回答)

3. 市民への農業の考え方について

市民の農業に対する考え方について、アンケート調査結果(※)をもとに分析します。(※アンケート調査の概要は巻末資料を参照)

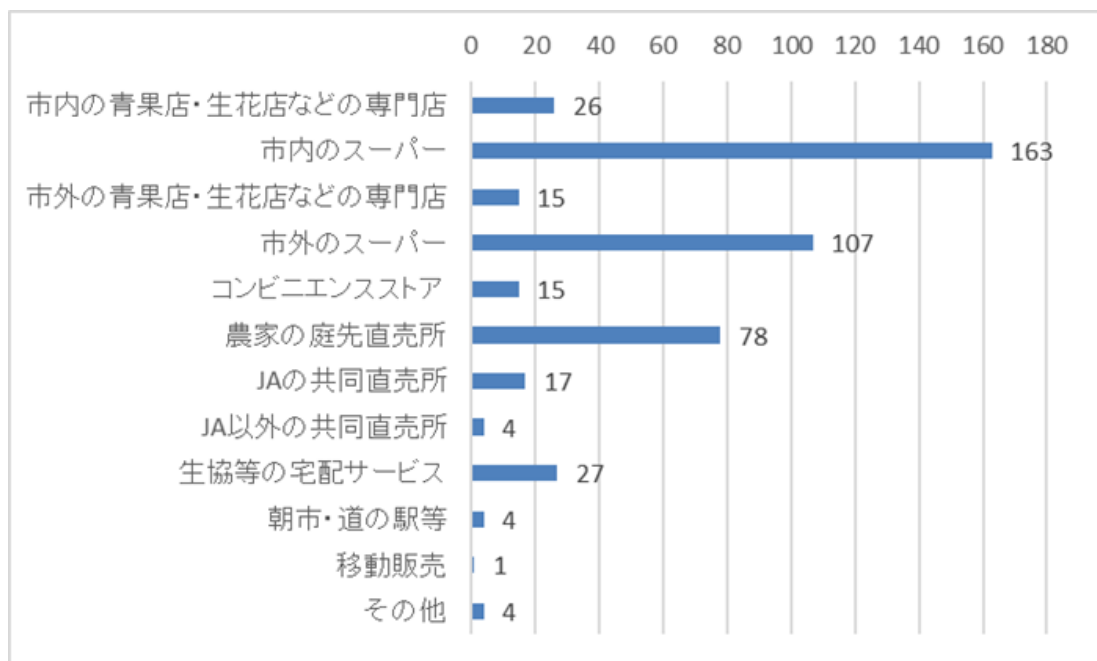
(1) 農産物の購入について

市民向けアンケートの結果によると、農産物を購入する際に重視する基準は価格と新鮮さとなっています。ついで味、見た目、国内産と続きます。

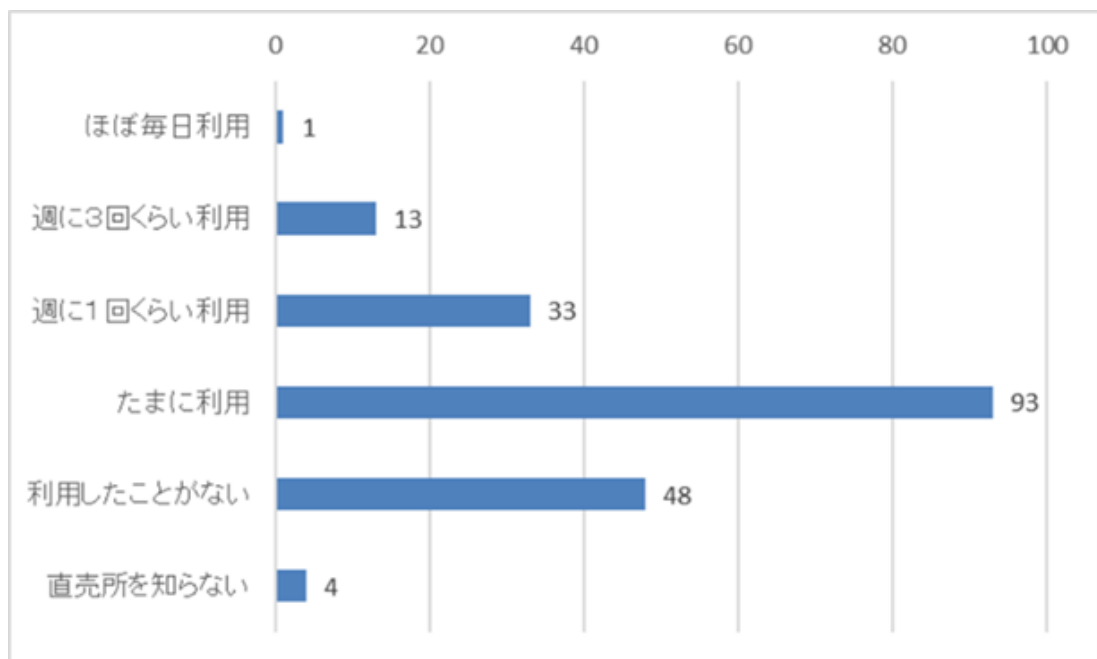


農産物を購入する際に重視する基準(n=517、3つまで回答)

一方で、農産物を普段購入する場所は、市内・市外のスーパーが多く、次いで個人直売所が多くなっていますが、利用頻度は「たまに利用」が半数近くを占めており、利用はあまり多くないことがわかります。



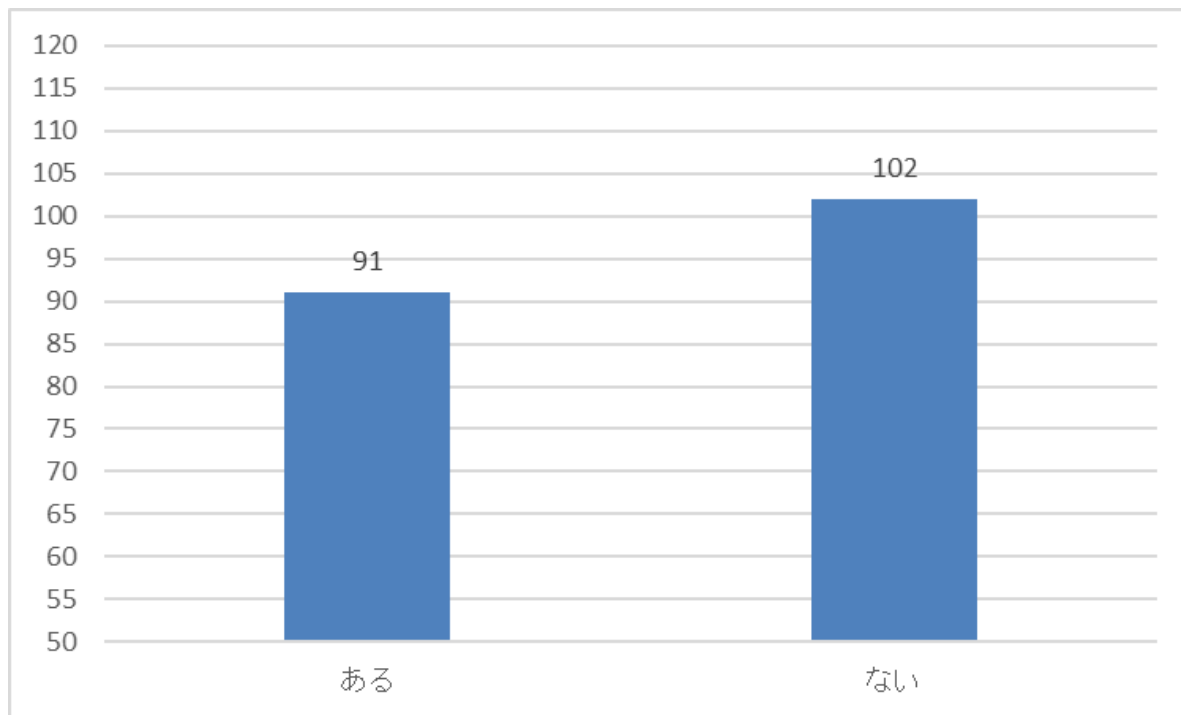
農産物を普段購入する場所(n=461、3つまで回答)



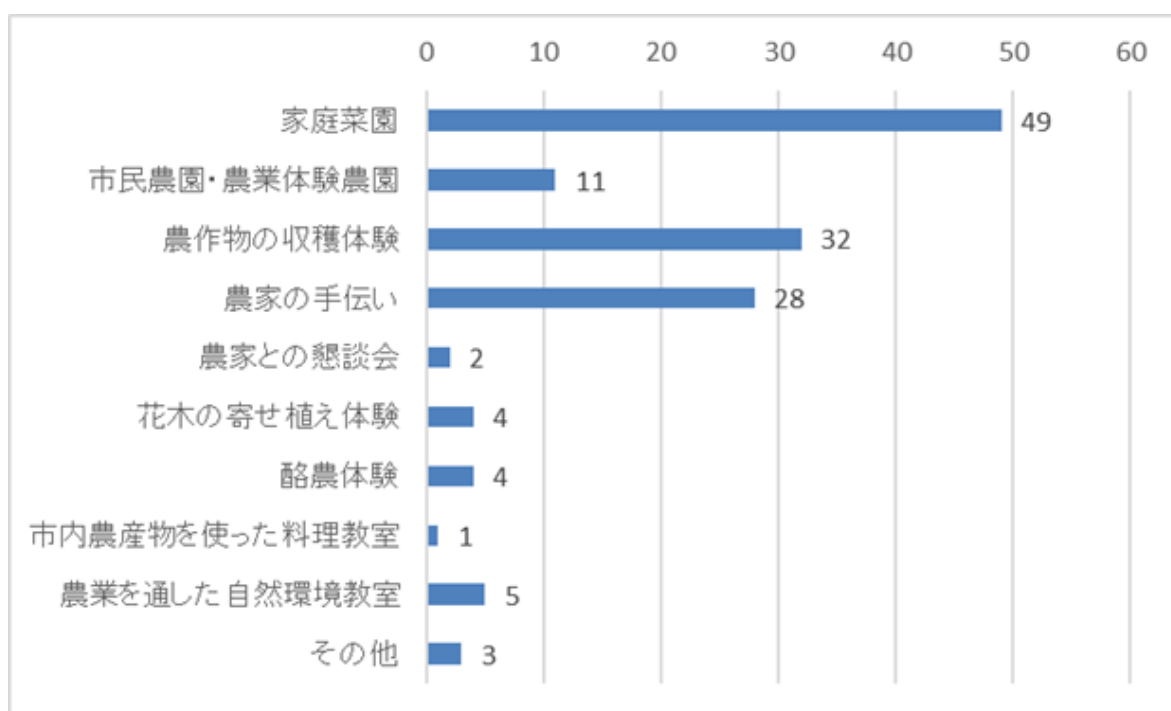
市内農家の個人直売所の利用頻度(n=192)

(2) 農業とのかかわりについて

アンケートによると、農業の体験(経験)の有無について、ある人が92名、ない人が102名となりました。あると回答した方にその体験(経験)の内容をたずねると、家庭菜園が最も多く、ついで農作物の収穫体験、農家の手伝いとなりました。



農業の経験(体験)の有無(n=193)



どのような農業の経験(体験)をしたことがあるか(n=139、3つまで回答)

ふれあい農業について

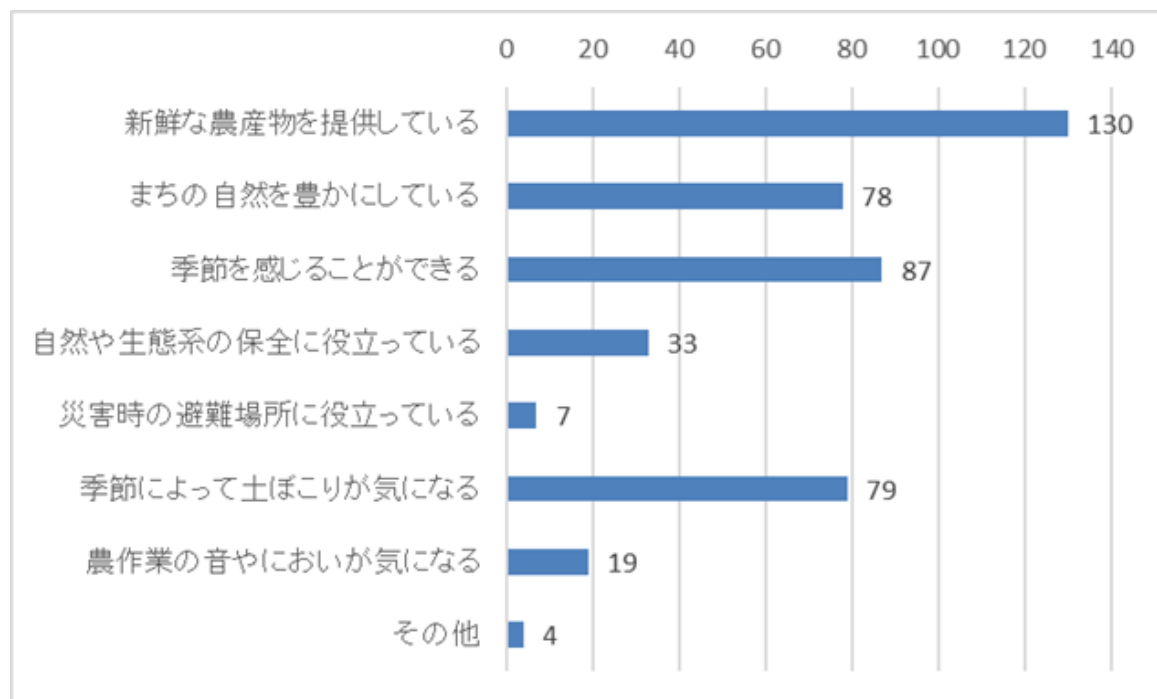
清瀬市内には市民農園が4園187区画(市営2園103区画、民営2園84区画)と体験型農園が3園あります。

自ら作物を育てたり、園主の指導を受けて作物を育てることで、生産の喜びを体験できるほか自然と触れ合うことで豊かな感性を育てることができます。

(市民農園の写真)

(3)市の農業・農地について感じること

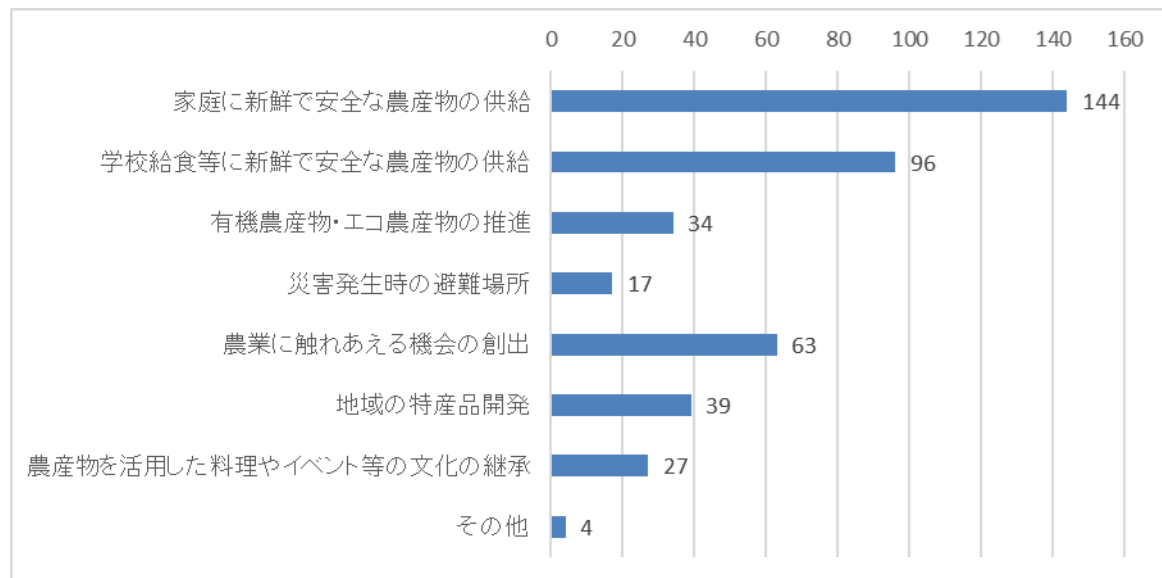
アンケート結果によると、新鮮な農産物を提供していると感じる方が最も多く、ついで季節を感じられる・自然が豊かになるといった意見が多くありました。一方で土埃が気になると感じる方も多く、宅地と農地が隣り合う都市農業ならではの困りごとが見受けられました。



市の農業、農地について感じること(n=437, 3つまで回答)

(4)市の農業・農地になにを期待するか

アンケート結果によると、家庭や学校給食等に新鮮で安全な農産物の提供を期待する方が多いことがわかりました。さらに農業に触れ合える機会の創出や災害発生時の避難場所など、農地がもつ多面的な機能が発揮されることが期待されています。



市の農業・農地に何を期待するか(n=424、3つまで回答)

4. これまでの取り組み

第3次清瀬市農業振興計画では、「守ろう！活かそう！育てよう！清瀬の農業」のスローガンのもと、「農地保全と多面的機能の活用」「担い手の確保・育成」「食の安心・安全と地産地消の推進」「ふれあい農業の推進」の4つの展開方法を定め、様々な施策を展開してきました。

(1) 農地保全と多面的機能の活用

主要施策	主な内容
①生産緑地の維持・保全	・農業委員会と連携し必要な制度改正の要望 ・「清瀬市生産緑地バンク制度」を開設し、貸付希望者と借受希望者のマッチングを実施（マッチング成立3件）
②農地の有効活用の研究	・農業者等が市民農園を開設する際の支援のため、補助金を創設
③農地の多面的機能の啓発	・防災所管課と連携し、災害時における協力農地の登録の推進や市報等で農地のもつ役割の広報を実施
④農地がもたらす潤いのある景観の保全	・直売所マップの作成と直売所を巡る散策ルートの設定 ・緑肥となるひまわりの景観を活かした清瀬ひまわりフェスティバルを開催 ・農業まつり等で鉢花や植木の無料配布を実施
⑤まちづくりの視点での農地の位置付け	・都市計画マスタープラン等と連携した景観づくりの取り組み

(2)担い手の確保・育成

主要施策	主な内容
①経営意欲の高い農業者の支援	・認定農業者制度を推進し、経営意欲の高い農業者を支援(農家戸数の53.3%が認定) ・各種補助事業の周知や申請補助を実施
②環境保全型農業の推進	・みどり認定や東京都エコ農産物等の各種認証制度の周知推進 ・環境にやさしい農業資材の補助率向上や堆肥の購入補助制度を開始し、循環型農業を推進 ・電動農機具の購入補助制度を開始
③都市農業の強みを活かした農業経営の支援	・消費者との距離が近い強みを活かし、直売所設置の補助や新たな出荷先の紹介を実施 ・観光分野と連携し市内産農産物を使用した特産品を開発
④多様な流通経路の確保	・「清瀬産」を明示した出荷容器の補助を実施 ・生産者に民間事業者や加工事業者を紹介し、新たな販路や新商品の確保・開発を支援
⑤農業後継者・担い手の確保・育成	・後継者顕彰制度により、新規就農の意欲向上を推進 ・認定農業者の家族協定の締結を推進
⑥農業経営の近代化、労働環境の改善	・農農業簿記講座で経営能力の向上の支援を実施 ・スマート農業、DX化の推進 ・国や都の補助金の周知を実施

(3)食の安心・安全と地産地消の推進

主要施策	主な内容
①消費者のニーズに合わせた流通販売ネットワークの構築	・市内にある直売所を掲載した直売所マップを作成 ・JA東京みらいと連携し、市内の買い物困難地域での移動販売を実施
②新たな地元消費の展開	・直売所が少ない地域での、臨時直売所の出店を実施 ・包括連携協定先で市内特産品の販売を実施
③異業種との連携	・観光協会等と連携し特産品の開発を行うほか、農業者と民間事業者のマッチングを実施 ・商工担当部署と連携し、市内産野菜を一定以上使用している店舗を「地産地消推進店舗」として認証し、市内産農産物の消費拡大に努めた（17店が認証取得）
④清瀬市農業のPRの推進	・市の広報紙やメディア等で清瀬市農業のPRを実施 ・農業まつりやひまわりフェスティバルを通して、清瀬市農業に親しみを持ってもらえるようにした

(4)ふれあい農業の推進

主要施策	主な内容
①学校教育と連携した食育活動	・学校給食における地産地消の推進(重量ベース21%) ・農業委員会と連携し、職場体験の受入
②農業体験の場の確保	・市民農園の整備 ・農家が開設する市民農園等への補助を実施
③農業の教育的・福祉的機能の活用	・市内農業者と福祉作業所のマッチングを行い、農福連携を推進 ・市内大学の農福連携事業運営委員会に参加

5. 清瀬市農業の課題

(1) 農地の維持・保全

本市は、全域が都市計画法における市街化区域でありながら、市内の約16%が農地であり、生産緑地の指定率は約93%と農業者の営農意欲が非常に高いことがわかります。しかしながら、相続等を契機とした農地の処分や農業者の高齢化等による労働力不足により、農地の維持保全に苦慮している状況が続いています。

これまで都市農地は「宅地化すべきもの」と位置づけられていましたが、平成27(2015)年の都市農業振興基本法において、都市農地は「あるべきもの」と方針転換されました。平成31(2019)年には都市農地貸借円滑化法が成立し、生産緑地の貸借が可能となりました。

都市農地は農産物の生産だけでなく、自然ある景観の形成や災害時の避難場所としての防災機能、ヒートアイランド現象抑制といった環境保全といった多面的な役割があります。こうした機能の啓発活動に努めるとともに、農業委員会と連携し管理が難しくなった生産緑地の把握とその貸借や、市民農園等としての活用の推進を行い、将来にわたり農地を残していけるような施策等が求められます。

(2) 多様な担い手に適した支援

農業者の高齢化や後継者の不在による労働力不足や、相続等を契機とした農地の減少や宅地化による周辺環境の悪化といった都市農業独自の問題など、農業経営には様々な課題があります。

こうした課題に対し、年間を通して安定した出荷が目指せる施設栽培の導入や、労働力不足を補うため AI やロボット技術を活用したスマート農業の活用が進められています。さらには市場出荷型から直売型の転換や、生産者自身による加工品の開発など、農業経営方針は時代に合わせて変化をしています。各経営体の営農状況や農業を取り巻く情勢の変化、都市農業独自の課題をとらえながら、生産・加工など様々な側面で効果的な施策を展開する必要があります。

(3)農業への理解と地産地消の推進

本市の農業について市民に理解をしてもらい、そして愛着をもってもらうことが、本市農業の大きな支えになります。

市民向けに広報活動を効果的に行うほか、学校給食における地場産農産物の使用率向上や職場体験など教育機関との連携を通して、農のある風景がある清瀬市を誇りに思ってもらよう努める必要があります。

(4)清瀬市農業の発信

生産者と消費者の距離の近さや、飲食店への輸送コスト・二酸化炭素の排出削減など、食の安全安心や環境配慮への関心が高い現代社会において、都市農業は大きな強みを持っています。こうした背景から、本市の農畜産物のブランディングやPR活動を効果的に行い、消費者だけでなく、飲食業界や中食業界への新たな販路の拡大に努める必要があります。

第3章 清瀬市農業の将来像

1. 基本理念

平成29(2017)年に策定された農業振興計画において、「守ろう！活かそう！育てよう！清瀬の農業」のスローガンのもと、各種農業振興施策に取り組んできました。現状や課題を踏まえ、10年後の清瀬市の農業振興のため、基本理念を次のように定めています。

基本理念（キャッチフレーズ）

イメージ写真

この基本理念には、農業にかかわるすべての人々が一体となって協力しながら農業振興を実現し、市が誇る豊かな農業と自然を次世代へ受け継ぎたいという思いが込められています。

人口減少や少子高齢化の進行、さらには物価高騰といった清瀬市農業を取り巻く環境は厳しい状態が続くことが予想されます。こうした背景から市には高度で複雑なニーズへの対応が求められます。そのような状況であっても、基本理念のもと、清瀬市農業にかかわるすべての人々が一体となり、新たな時代にあわせた農業振興に取り組めます。

2. 施策の展開方向

「」の基本理念のもと、以下の4つの施策の展開方向を定めます

(1) 農地の保全と多面的機能の活用

都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく方針転換しました。農地は、市民に農産物を供給するとともに、災害時の避難場所や環境の保全等の多様な機能を有します。市民の暮らしに大きな役割を持つ農地を次世代につなぎます。

(2) 多様な農業経営の支援

物価高騰や気候変動、食料安全など社会情勢の変化で、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。担い手の高齢化や労働力不足など、農業経営には多くの課題があります。多様な経営体に適した支援を行い、清瀬市農業を次世代につなぎます。

(3) 市民と農業が共生するまちの創造

市民の生活には常に農業と自然が寄り添っています。農業への理解をより一層深め、市民と農業者と市が協働して農業を支える仕組みを整えます。市民が農業とふれあう機会を創出することで、清瀬市農業の価値や魅力を発見し、清瀬市を誇りに思う市民の育成を目指します。

(4) 農業の価値と魅力の発信

生産者と消費者の距離の近さや、飲食店への輸送コスト・二酸化炭素の排出削減など、食の安全安心や環境配慮への関心が高い現代社会において、清瀬市農業は大きな可能性をもっています。こうした価値や魅力を発信して、清瀬市農業のブランディングやPR活動を行います。

3. 計画の体系

清瀬市 長期 総合計画	農業振興 計画 将来像	施策の展開方向
農のある風景を保全し、農業振興を図ります		(1)農地の保全と多面的機能の活用
		(2)多様な農業経営の支援
		(3)市民と農業が共生するまちの創造
		(4)農業の価値と魅力の発信

主要な施策

- ① 農地貸借の推進
- ② 相続を見据えた情報の発信
- ③ 市民農園・体験型農園の開設支援
- ④ 農地の多面的機能の啓発・推進

- ① 環境保全型農業の支援
- ② 多様な農業者への適正な支援
- ③ 担い手の確保・育成
- ④ 農地貸借の推進(再掲)

- ① 地産地消の推進
- ② 市民との交流・連携機会の創出
- ③ 市民への理解促進と魅力発信
- ④ 庁内各分野と連携した取組の推進

- ① 市内農業・農畜産物の共通ブランドの製作と発信
- ② 異業種と連携した農業の魅力の発信
- ③ 新たな流通・販売ネットワークの開拓

3. 計画の実現に向けた施策の取り組み

本計画の実現に向けた施策の展開について以下に示します。

(1) 農地の保全と多面的機能の活用

① 農地貸借の推進

農地貸借を促進するため、清瀬市生産緑地バンク制度の評価や周知を、JA・市農業委員会と連携して実施します。貸し手と借り手の仲介やフォロー体制を整え、経営規模の拡大を希望する農業者や新規就農者等への農地確保を図ります。

制度の改正等があった場合は、農業者や関係部局の意見を踏まえ効果的な施策の導入を検討します。

② 相続を見据えた情報の提供

後継者が引き続き農業に従事できるよう、相続に伴う農地の減少を最小限にする取り組みをおこないます。納税猶予制度といった特殊な制度の説明や土業の紹介、生産緑地の買取申し出に関する事前相談など、農業者に必要な情報提供の機会を設けます。

③ 市民農園・体験型農園の開設支援

相続等で小規模になった農地や、労働力が不足している農地が、今後も農地として継続できるよう、補助事業等を活用して農業者が開設する市民農園等への開設支援と整備推進を図ります。そして、市民の農業のふれあいを通して、清瀬市農業への理解促進や農のある暮らしの魅力を提供します。

④ 農地の多面的機能の啓発・活用

農地のもつ防災機能を市民へ啓発するとともに、JAや庁内関連部署と連携し、防災協力農地制度の理解促進を図ります。

ひまわりなどの緑肥を活用した農のある風景のシティプロモーションを実施し、環境や景観の保全における農地の役割の理解促進を図ります。

市民が農地や農業に親しみ、多面的な機能への理解を深める機会を創出するため、農業体験等の教育的・レクリエーション的価値を享受できる環境整備を検討します。

これにより、市民の心身の健康増進や地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域で農地を育み、次世代への農業への関心を高めます。

(2)多様な農業経営の支援

①環境保全型農業の支援

農作業で発生する廃棄物の減量、省エネルギー化や脱炭素化による環境負荷軽減に加え、化学農薬・化学肥料を低減することで生産コストの削減につながります。環境負荷軽減に取り組む生産者を支援するため、みどり認定や東京都エコ農産物といった各種認証制度や補助制度について、普及促進や取得と利用に向けた支援に取り組めます。

②多様な農業者への適正な支援

時勢や営農種類に即した補助事業を実施し、生産性向上、コスト削減、環境負荷軽減、あるいは新たな価値創出に資する技術導入等を通じて営農活動への支援を検討します。都内で盛んな酪農が都市化するなかで引き続き経営ができるよう、適切な支援を行うほか、国や都に対して酪農の振興に向けた意見要望等を行います。

さらに、営農意欲が高い生産者に対しては、認定農業者制度の普及促進を図り、認定農業者の確保を図ります。あわせて、東京都や東京都農業会議等が主催するイベント事業の周知を行い、市内生産者の意識や生産技術の向上を図ります。

あわせて、市内産農畜産物やそれを使用した加工品の流通を促進するため、既存の流通経路に加え新たな販路確保の支援を行います。

③担い手の確保・育成

新規就農者を確保するとともに、親元就農者や農外からの新規就農者に対する研修や補助制度等の周知あっせんを行います。清瀬市生産緑地バンク制度を推進し、新規就農者への農地確保に努めます。

都市農業は家族経営が主であることから、家族協定の締結を促進し、家族内の役割の明確化を図ります。女性活躍の推進に向け、ライフイベントに備えた経営方針の設定を図ります。農業経営の省力化や効率化に向け、必要な支援体制について検討を行います。

④農地貸借の推進に向けた支援

農地を保全し活用するため、管理が十分にできない農地を、経営規模拡大を目指す生産者や新規就農者等が活用できるよう制度の周知と共にマッチング支援体制を構築し、地域で農地を守ります。

(3) 市民と農業が共生するまちの創造

① 地産地消の推進

都市農業の強みである、生産者と消費者の距離の近さを活かした直売所の販売促進を図ります。さらに学校給食における市内産農産物の使用率の向上に向けて、教育委員会と共に効果的な施策を推進します。

② 市民との交流・連携機会の創出

市民と生産者が交流する農ウォークや市内産農産物を使用した料理教室、農業マルシェ等の市民が農業や生産者に触れ合える機会を設けます。農地や関連施設を組みこんだ散策ルート等を設定し、日頃から農業や農産物に触れ合う機会を設けます。

学校教育と連携して市内農場の見学や職場体験の受け入れを行い、次世代を担う子どもたちが農業とふれあい理解を深める機会をつくれます。

市内の市民農園や体験型農園の情報発信を行い、ふれあい農業の推進を図ります。さらに農業をきっかけに市民の多世代交流や市民と生産者が交流できる地域の拠点の整備を検討します。

③ 市民への理解促進と魅力発信

広報誌やホームページ、市が主催するイベントを通して、本市農業について理解を促します。また生産者の思いや直売所情報、本市農業の特色を発信して、農のある風景が残る本市を誇りに思う市民を育てます。

④ 多様な主体と連携した取り組みの推進

農業者団体の他、清瀬市観光協会、清瀬商工会、教育機関との連携を進め、教育やまちづくり、環境保全や社会参画といった観点から農業振興を図ります。

(4)農業の価値と魅力の発信

①市内農業・農畜産物の共通ブランドの確立と発信

市内産農畜産物に共通のブランドイメージを構築します。清瀬市の特色である農業のプロモーションと認知に向けて、清瀬市観光協会など関係機関と連携して効果的な活用を行い、交流人口や関係人口の増加を目指します。

②異業種と連携した農業の魅力の発信

飲食業や中食業に対して本市農畜産物のPRを行います。地場産農畜産物を使用したメニューや特産品等の開発を支援します。

③新たな流通・販売ネットワークの開拓

生産者と事業者のマッチングイベントを開催して、新たな販路の開拓を支援します。消費者との距離の近さを活かし、収益性の高い販路に効果的なPRを行います。行政の信用を活かし、飲食業等のニーズにあった生産者を紹介します。

4. 計画の実現に向けて

(1) 計画の推進体制の確立

本計画を実現していくためには、計画に関わる各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、連携した取り組みが重要です。計画実現に向けた各主体の役割を以下に示します。

計画に関わる主体	主な役割
農業者・農業者団体	・農業の担い手、農地の管理者として計画を主体的に進める ・農業者団体は農業者個人では実施が困難な取り組みを支援 ・農業振興のため市民との連携を深める
JA	・経済事業や資産管理事業を通じ、農業者の生産にかかる支援や経営相談等の役割を担う ・農業団体の活性化を図るための取り組みを進める ・農業者と行政・市民を結ぶ役割を果たす
市民・市民団体	・農業の振興のため、積極的に市内産農畜産物を購入する ・農業者と連携を深め、ふれあい農業などを通して農業と農地について理解する
行政 教育委員会	・農業者や農業団体の活動と各分野との連携を支援する ・市民や関連団体との調整を行う ・計画に基づき施策を展開する
農業委員会	・市と連携して農地の適正な利用の推進と保全を図る ・農業振興のため意見の集約や情報提供を行う ・市への意見の提出や助言を行う
東京都農業会議	・農地保全、農業振興に係る情報提供を行う ・都内農業専門機関として、都市農業を守るため国等への要望を行う
国・都	・農業振興、農地保全に対する各種制度、支援策の整備 ・農業者への営農指導
関係機関(商工会等)	・農業振興施策への支援を担う

(2) 進行管理について

本計画の推進にあたっては、各主体と連携を図り具体的な取り組みを進めていきます。さらに第5次清瀬市長期総合計画と具体的な関連をもたせ、計画をめぐる諸条件の変化に対応して、必要な見直しを随時行います。

5. 成果指標について

本計画の進行管理にあたり、成果指標を下記のとおり定めます。現状値は、原則、令和7(2025)年度時点の数値を示しており、目標値は、令和12(2030)年度時点の目標値を示しています。

成果指標			
指標		現状値 (基準値)	目標値 (令和12(2030)年度)
農地の保全と 多面的機能の活用	生産緑地バンク制度の マッチング数(累計)	2件	6件
	農業者が開設する市民農園・ 体験型農園の開設数	5園	7園
多様な農業経営の支援	市内生産者数に占める 認定農業者の割合	53.7%	55%
	みどり認定農業者数	3名	5名
市民と農業が共生する まちの創造	学校給食の地産地消率	金額ベース 16%	金額ベース 22%
	市内の農業・農家を身近に 感じる人の割合	68%	69%
農業の価値と魅力の発信	食品製造業・外食産業に 出荷する経営体数	9件	13件

資料

1. アンケートの集計結果

別途作成

2. 清瀬市農業振興計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、清瀬市において農業施策を計画的に推進する指針となる清瀬市農業振興計画(以下「振興計画」という。)を策定するため、清瀬市農業振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することを目的とする。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。
(1)振興計画の策定に関すること。
(2)前号に定めるもののほか、振興計画に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
(1) 識見を有する者
(2) 農業者の代表
(3) 東京みらい農業協同組合の役員
(4) 一般公募による市民
(5) 都職員
(6) 市職員
3 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。
4 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が必要に応じて委員を招集する。
2 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、市長が任命又は委嘱した日から第2条に規定する報告をしたときまでとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域振興部産業振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

3. 清瀬市農業振興計画策定員会委員名簿

区分	氏名	所属	役職等
見識を有する者	松澤 龍人	東京都農業会議	事務局長
//	内野 光裕	清瀬商工会	会長
//	小寺 良治	清瀬市観光協会	理事
農業者の代表	松村 俊夫	清瀬市農業委員会	会長
//	村野 智宏	清瀬市認定農業者の会	会長
//	齊藤 典子	JA東京みらい清瀬地区女性部	部長
//	村野 健	JA東京みらい きよせ施設園芸研究会	会長
//	並木 猛	JA東京みらい 清瀬地区営農部会	会長
//	町田 清実	清瀬市植木生産組合	組合長
//	増田 道浩	JA東京みらい花卉クラブ	会長
//	増田 俊郎	清瀬酪農組合	組合長
東京都職員	平野 優美	東京都農業振興事務所	農務課 課長代理 (地域計画担当)
東京みらい 農業協同組合	大山 浩司	東京みらい農業協同組合	清瀬支店 支店長
一般公募市民	伊藤 知代	-	
一般公募市民	重富 花恵	-	

4. 清瀬市農業振興計画策定経過

回	開催日	内容
第1回	令和7（2025）年 10月6日	・正副委員長の選出 ・委員会の運営方法について ・清瀬市農業振興計画の振り返り ・計画策定に向けたアンケート案の検討
第2回	令和7（2025）年 12月23日	・清瀬市農業振興計画（素案）の検討
第3回	令和8（2026）年 3月19日	・計画策定に向けたアンケート結果報告 ・清瀬市農業振興計画（素案）の検討
第4回	令和8年（2026）年 5月21日	・清瀬市農業振興計画（素案）の検討
第5回	令和8年（2026）年 7月13日	・清瀬市農業振興計画（素案）の決定

5. 用語解説

別途作成

第4次清瀬市農業振興計画

令和9年度（2027年度）～令和17年度（2035年度）

令和9年3月発行

編集・発行 清瀬市地域振興部産業振興課

〒204-8511東京都清瀬市中里5-842

電話 042-492-5111